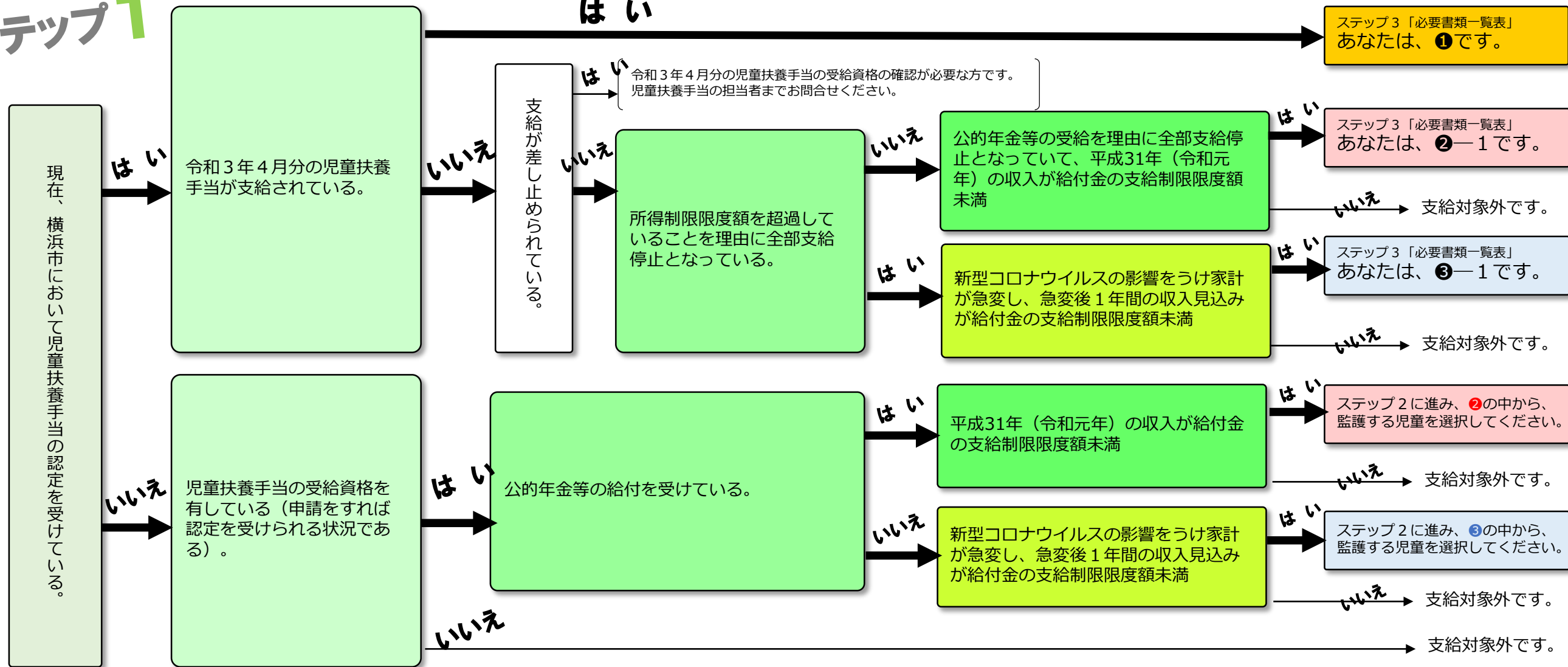


ステップ1



※支給要件を満たさない方でも、同様の状況にあると判断された場合には給付金が支給される場合があります。

ステップ2

ステップ1で**②**に該当した方はこちら

あなたが監護する児童を選んでください。	ステップ3「必要書類一覧」の対応番号
<input type="checkbox"/> 父母が婚姻を解消した児童	あなたは、 ② -2です。
<input type="checkbox"/> 父母が婚姻（事実婚）を解消した児童	あなたは、 ② -3です。
<input type="checkbox"/> 父または母が死亡した児童	あなたは、 ② -4です。
<input type="checkbox"/> 父または母が障害の状態にある児童	あなたは、 ② -5です。
<input type="checkbox"/> 父または母の生死が明らかでない児童	あなたは、 ② -6です。
<input type="checkbox"/> 父または母が引き続き1年以上遺棄※している児童	あなたは、 ② -7です。
<input type="checkbox"/> 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	あなたは、 ② -8です。
<input type="checkbox"/> 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	あなたは、 ② -9です。
<input type="checkbox"/> 母が婚姻によらないで懐胎した児童	あなたは、 ② -10です。

ステップ1で**③**に該当した方はこちら

あなたが監護する児童を選んでください。	ステップ3「必要書類一覧」の対応番号
<input type="checkbox"/> 父母が婚姻を解消した児童	あなたは、 ③ -2です。
<input type="checkbox"/> 父母が婚姻（事実婚）を解消した児童	あなたは、 ③ -3です。
<input type="checkbox"/> 父または母が死亡した児童	あなたは、 ③ -4です。
<input type="checkbox"/> 父または母が障害の状態にある児童	あなたは、 ③ -5です。
<input type="checkbox"/> 父または母の生死が明らかでない児童	あなたは、 ③ -6です。
<input type="checkbox"/> 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	あなたは、 ③ -7です。
<input type="checkbox"/> 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	あなたは、 ③ -8です。
<input type="checkbox"/> 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	あなたは、 ③ -9です。
<input type="checkbox"/> 母が婚姻によらないで懐胎した児童	あなたは、 ③ -10です。

ステップ3

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

必要書類一覧表

- 申請の際に必ず提出が必要です。
- ▲ 申請者の状況により提出が必要です。
- ※ 必要に応じて横浜市から提出を依頼します。
- 提出は不要です。

支給要件など		必要書類														
	申請書	収入額申立書 (父又は母の本人)	収入額申立書 (養育者)	収入申立書 (扶養義務者)	所得額申立書	各種児童扶養手当 要件申立書	児童扶養手当の 支給要件を証する書類	別居監護申立書	受給拒否届	口座変更届	現金受取届	住民票	戸籍謄(抄)本	収入を証する書類	控除を証する書類	
令和3年4月分の児童扶養手当受給者		—	—	—	—	—	—	—	▲ 受給拒否する場合のみ	▲	▲	—	—	—	—	
② 公的 年金 等 受給 者	②-1 児童扶養手当資格受給者（公的年金受給による全部支給停止）	● (公的年金用)	● (公的年金用)											●		
	②-2 父母が婚姻（法律婚）を解消した児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)			婚姻（法律婚） 解消の申立書	—					●	●	●		
	②-3 父母が婚姻（事実婚）を解消した児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)			婚姻（事実婚） 解消の申立書	※ 〔事実婚解消を証する書類〕					●	—	●		
	②-4 父または母が死亡した児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)			配偶者等との死別 に関する申立書	—					●	●	●		
	②-5 父または母が障害の状態にある児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)			配偶者等の障害に 関する申立書	※ 〔診断書・障害年金証書〕				▲	●	—	●		
	②-6 父または母の生死が明らかでない児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)	▲ 申請者が養育者の場合のみ 〔収入額申立書（父又は母）は不要となります。〕	▲ 扶養義務者がいる場合 (公的年金用)	▲ 所得による審査を希望する場合 (公的年金用)	配偶者等が生死不明であることの申立書	※ 〔生死不明に関する書類〕	▲ 児童と別居している場合	—	▲ 〔口座変更を希望する場合のみ〕	▲ 現金による受取を希望する場合のみ	●	—	●	▲ 所得額申立書を提出した場合
	②-7 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)				配偶者等による遺棄申立書	※ 〔遺棄を証する書類〕					●	—	●	
	②-8 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)				配偶者暴力防止法による保護命令申立書	● 〔保護命令決定書等〕					● (居住を証明する書類でも可)	—	●	
	②-9 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)				配偶者等の拘禁状況申立書	● 〔拘禁証明書等〕					●	—	●	
	②-10 母が婚姻によらないで懐胎した児童	● (公的年金用)	● (公的年金用)				未婚のひとり親に関する申立書	—					●	●	●	
③ 家計 急変 者	③-1 児童扶養手当資格受給者（所得超過による全部支給停止）	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)											●		
	③-2 父母が婚姻（法律婚）を解消した児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)			婚姻（法律婚） 解消の申立書	—					●	●	●		
	③-3 父母が婚姻（事実婚）を解消した児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)			婚姻（事実婚） 解消の申立書	※ 〔事実婚解消を証する書類〕					●	—	●		
	③-4 父または母が死亡した児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)			配偶者等との死別 に関する申立書	—					●	●	●		
	③-5 父または母が障害の状態にある児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)			配偶者等の障害に 関する申立書	※ 〔診断書・障害年金証書〕				▲	●	—	●		
	③-6 父または母の生死が明らかでない児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)	▲ 申請者が養育者の場合のみ 〔収入額申立書（父又は母）は不要となります。〕	▲ 扶養義務者がいる場合 (家計急変者用)	▲ 所得による審査を希望する場合 (家計急変者用)	配偶者等が生死不明であることの申立書	※ 〔生死不明に関する書類〕	▲ 児童と別居している場合	—	▲ 〔口座変更を希望する場合のみ〕	▲ 現金による受取を希望する場合のみ	●	—	●	▲ 所得額申立書を提出した場合
	③-7 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)				配偶者等による遺棄申立書	※ 〔遺棄を証する書類〕					●	—	●	
	③-8 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)				配偶者暴力防止法による保護命令申立書	● 〔保護命令決定書等〕					● (居住を証明する書類でも可)	—	●	
	③-9 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)				配偶者等の拘禁状況申立書	● 〔拘禁証明書等〕					●	—	●	
	③-10 母が婚姻によらないで懐胎した児童	● (家計急変者用)	● (家計急変者用)				未婚のひとり親に関する申立書	—					●	●	●	

※ 住民票や戸籍謄(抄)本などの公的証書は交付から1ヶ月以内のものを提出してください。
 ※ 戸籍謄(抄)本では申立の事実(離婚の事実など)が確認できるよう、その旨の記載があるものを提出してください。
 ※ 提出された書類は返却できませんので、住民票や戸籍謄(抄)本などの公的な証明を除く、書類については必ずコピーを提出してください。